

岩手県告示第734号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局土木部一関土木センター所長から次のとおり通知があった。

令和3年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 西磐井郡平泉町長島地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年10月18日から令和4年3月21日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び水準測量